

上尾市内循環バス有料広告掲載に関する取扱基準

平成27年8月31日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、上尾市有料広告掲載に関する要綱（平成21年3月24日市長決裁）の規定に基づき、市内循環バスへの広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 市内循環バスに掲載する広告（以下単に「広告」という。）の規格は、次に掲げるとおりとする。

運行路線	車両台数	大きさ（縦×横）
大石桶川線 大石領家北上尾線 平方丸山公園線 平方小敷谷循環 大谷循環	6台	B3判変形横（360ミリメートル×500ミリメートル）
上平箕の木循環 上平菅谷北上尾線 原市瓦葺線 原市平塚循環	4台	A3判横（297ミリメートル×420ミリメートル）

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、市内循環バス車内の上部の広告掲載枠内とする。

2 広告の掲載は、1広告主につき1台当たり原則として1枠とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、最大で連続6箇月とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の掲載期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは、これを1月とする。

(広告の掲載料)

第5条 1枠につき1月当たり2,000円とする。

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載を申し込みしようとする者（以下「申込者」という。）

は、上尾市内循環バス広告掲載申込書（別記様式1）に掲載しようとする原稿、図面等の案を添えて、掲載開始希望日月の2週間前までに、市長に申し込むものとする。

（掲載の決定）

第7条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、掲載の可否を決定し、承認書により速やかに申込者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申込みが掲載予定件数を超えてあった場合は、抽選の上、決定するものとする。

（広告掲載料の納付等）

第8条 申込者は、前条第1項の承認書を受けた場合、速やかに広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して納付するものとする。

2 申込者は、前項の規定により広告掲載料を納付したときは、領収書の写し及び掲載する広告を市に提出するものとする。

（その他）

第9条 この基準に定めるもののほか、市内循環バスへの広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月1日から施行する。